

議案第 33 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令を教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものです。

## 臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

## 臨時代理について

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令を次のとおり臨時代理により処理する。

令和6年5月31日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会訓令第6号

課・室・所・館  
市立学校

調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

第6条第1項中「，市長の権限に属する補助執行に係る事案については別表第2」を削り，「別表第3」を「別表第2」に改め，同条第2項中「前項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長の権限に属する事務で調布市教育委員会事務局の職員に補助執行させるもののうち，財務に係る事案（5，000万円以上の土地の取得，交換及び補償補填の契約並びに土地の借受け契約，土地又は建物の登記手続及び土地の処分を除く。）については，調布市事案決裁規程別表第1第3項の規定を準用する。この場合において，同項中「副市長」とあるのは，「教育長」と読み替えるものとする。

別表第1第3項を削る。

別表第2を削り，別表第3を別表第2とする。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後	改正前																					
<p>○調布市教育委員会事務局事案決裁規程 昭和44年 7月25日教育委員会規程第2号</p> <p>第1条から第5条まで 略 (決裁事案)</p> <p>第6条 第3条の規定により、決裁権者が決裁すべき事案(以下「決裁事案」という。)は、おおむね各課に共通する事案については別表第1 _____, 課の個別事案については別表第2に定めるところによる。</p> <p><u>2 市長の権限に属する事務で調布市教育委員会事務局の職員に補助執行させるもののうち、財務に係る事案(5,000万円以上の土地の取得、交換及び補償補填の契約並びに土地の借受け契約、土地又は建物の登記手続及び土地の処分を除く。)</u>については、調布市事案決裁規程別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「副市長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p><u>3 前2項</u>に定めるもののほか、事案の決裁については、調布市事案決裁規程の例による。</p> <p>第7条から第16条まで 略 別表第1(第6条関係) 共通決裁事案 1から2まで 略</p> <hr/>	<p>○調布市教育委員会事務局事案決裁規程 昭和44年 7月25日教育委員会規程第2号</p> <p>第1条から第5条まで 略 (決裁事案)</p> <p>第6条 第3条の規定により、決裁権者が決裁すべき事案(以下「決裁事案」という。)は、おおむね各課に共通する事案については別表第1, <u>市長の権限に属する補助執行に係る事案については別表第2</u>, 課の個別事案については別表第3に定めるところによる。</p> <p><u>2 前項</u>に定めるもののほか、事案の決裁については、調布市事案決裁規程の例による。</p> <p>第7条から第16条まで 略 別表第1(第6条関係) 共通決裁事案 1から2まで 略</p> <p><u>3 財務に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1251 2067 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">決裁権者</th> <th rowspan="2">指定合議先</th> <th rowspan="2">通知先</th> </tr> <tr> <th>課長 補佐</th> <th>課長</th> <th>次長</th> <th>部長</th> <th>教育 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 継続費通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	決裁権者					指定合議先	通知先	課長 補佐	課長	次長	部長	教育 長	(1) 継続費通				○			
項目	決裁権者					指定合議先	通知先															
	課長 補佐	課長	次長	部長	教育 長																	
(1) 継続費通				○																		

改正後	改正前							
	<u>次繰越若しくは繰越明許費又は事故繰越の繰越額を申請すること。</u>							
	<u>(2) 繰越調書を作成すること。</u>			○				
	<u>(3) 歳入予算に定められた国又は都の補助金等の交付を申請し、その決定額を報告すること。</u>			○				
	<u>(4) 歳入予算に定められた国又は都の補助金等の請求書、実績報告書及び清算書を提出すること。</u>	○						
	<u>(5) 工事の起工をすること。</u>	500万円未満(設計価格)	500万円以上2,000万円	2,000万円	2,000万円	5,000万円		

改正後	改正前										
				未満 (設 計価 格)	未満 (設 計価 格)						
			500万 円未 満	500万 円以 上 2,000 万円 未満	2,000 5,000 万円 未満						
			ア	製品指		○					



改正後	改正前								
		<u>定又は業者指定を伴わないもの</u>							
		<u>イ 製品指定又は業者指定を伴う工事若しくは製造その他の請負又は印刷その他の契約（物品の購入を除く。）を依頼すること。</u>		<u>500万円未満</u>	<u>500万円以上</u>				
		<u>ウ 製品指定又は業者指定を伴う物品の購入の契約を依頼すること。</u>		<u>100万円未満</u>	<u>100万円以上</u>				
		<u>(8) 委託契約を依頼するこ</u>							

改正後	改正前						
	<u>と（工事に伴うものを除く。）</u>						
	<u>ア 製品指定又は業者指定を伴わないもの</u>		○				
	<u>イ 製品指定又は業者指定を伴うもの</u>		500万円未満	500万円以上			
	<u>(9) 物品の現在高調書を作成すること。</u>		○				
	<u>(10) 備品台帳を整理すること。</u>		○				
	<u>(11) 物品を返納すること。</u>		○				
	<u>(12) 道路及び水路に係る境界を確認すること。</u>		○				
	<u>(13) 行政財産を維持管理すること。</u>		○				
	<u>(14) 施設の使</u>		○				

改正後	改正前							
	<u>用許可（目的外使用許可を除く。）をすること。</u>							
	<u>(15) 収入（手数料、貸付金及び使用料をいう。）別表第2第1項第11号において同じ。）の納付督促をすること。</u>		○					
	<u>(16) 教育委員会が交付する補助金等の実績報告書を受理すること。</u>		○					
	<u>(17) 学校予算の配当をすること。</u>		○					
	<u>(18) 指定管理者の候補者を選定すること。</u>				○			
	<u>(19) 指定管理者と管理に関する協定を締</u>				○			

改正後	改正前						
	<u>結すること。</u>						
	<u>(20) 行政財産の目的外使用を承認すること</u>				○		
	<u>(21) 行政財産の目的外使用許可期間の更新を承認すること</u>		○				

別表第2（第6条関係）

補助執行に係る決裁事案

項目	決裁権者				指定合議先	通知先
	課長	次長	部長	教育長		
<u>(1) 収入の調定を決定すること。</u>	1,000 万円 未満	1,000 万円 以上				
<u>(2) 次のアからオまでに掲げる支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令並びに次のアに掲げる支出負担行為兼契約締結を決定すること。</u>						
<u>ア 食糧費に係るもの。</u>	2万 円未 満	2万 円以 上5	5万 円以 上10	10万 円以 上		

改正後	改正前									
				万円 未満	万円 未満					
			イ <u>光熱水費及び 通信運搬費に係 るもの</u>	○ (調 布市 会計 事務 規則 (昭 和39 年調 布市 規則 第26 号) 第 38条 第3 項第 1号 又は 第2 号の 規定 の適 用が ある もの にあ って						

改正後	改正前								
			は、会 計課 長)						
		ウ 建物総合損害 共済,自動車損害 共済及び賠償責 任保険に係るも の	○						
		エ 負担金,補助金 及び交付金に係 るもの	200万 円未 満	200万 円以 上					
		オ アからエまで に掲げるもの,定 例日に支給する 給料(会計年度任 用職員に支給す る報酬を含む。), 職員手当,共済費 及び旅費,交際 費,賠償金,償還 金並びに利子以 外に係るもの	500万 円未 満(調 布市 会計 事務 規則 第38 条第 3項 第3 号の 規定 の適 用が ある もの	500万 円以 上 2,000 万円 未満	2,000 万円 5,000 万円 未満				

改正後	改正前								
		にあ って は、会 計課 長)							
		(3) 次のア及びイに 掲げる契約及び支出 負担行為兼契約締結 (前号アに掲げるも のを除く。)を決定 すること。							
		ア 単価契約によ って契約済みの 物品の購入その 他の契約	○						
		イ 調布市契約事 務規則(昭和39 年調布市規則第 33号)第42条の2 第1項第2号又 は第3号の規定 により主管課で 契約を行うこと が認められたも の(別に定めがあ るものを除く。)	500万 円未 満(た だし、 2,000 万円 未満 (た だし、 物品 の購 入に ついて は、 100万 円未 満)	500万 円以 上 2,000 万円 未満 (た だし、 物品 の購 入に ついて は、	2,000 万円 以上 5,000 万円 未満 (た だし、 物品 の購 入に ついて は、				

改正後	改正前							
			100万 円以 上500 万円 未満)	500万 円以 上 1,000 万円 未満)				
		(4) 収入の通知及び 支出命令を決定する こと。	○					
		(5) 不動産物件の取 得、交換及び補償補 填の契約を決定する こと。(予算の範囲 内で計画どおり執行 するものに限る。)	1,000 万円 未満	1,000 万円 以上 5,000 万円 未満				
		(6) 予算見積書を作 成すること。		○				
		(7) 予算執行計画書 を作成すること。	○					
		(8) 予算の流用及び 予備費の充用を申請 すること。	目内 での 流用	目及 び項 間の 流用 予備 費の 充用				
		(9) 予算の配当を要 求すること。	○					



改正後	改正前						
<p>別表第2（第6条関係） 個別決裁事案 1から4まで略</p>	<p>(10) 課内の決算資料 を作成すること。</p>	○					
	<p>(11) 収入の全部又は 一部の減免を決定す ること。</p>	<p>基準 の明 確な 物又 は裁 量の 余地 のな いも の</p>					
<p>別表第2（第6条関係） 個別決裁事案 1から4まで略</p>	<p>別表第3（第6条関係） 個別決裁事案 1から4まで略</p>						